

竹原市総務文教委員会

令和6年9月26日開議

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第62号 財産の取得について
- 2 議案第63号 令和6年度竹原市一般会計補正予算（第3号）
- 3 議案第64号 令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第65号 財産の取得について
- 5 議案第66号 特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(令和6年9月26日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
堀 越 賢 二	出 席
平 井 明 道	出 席

委員外議員出席者

氏 名
宇 野 武 則
吉 田 基
高 重 洋 介
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
教 育 長	高 田 英 弘
総 務 部 長	向 井 直 毅
企 画 部 長	國 川 昭 治
教育委員会教育次長	沖 本 太
総 務 課 長	品 部 義 朗
財 政 課 長	大 川 真 功
公共施設再整備担当課長	井 上 顕 良
教 育 委 員 会 参 事	大 橋 美 代 子

午後2時48分 開会

委員長（川本 円君） お疲れさまでございます。

本日の進行でございますが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課から説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使って発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第3回定例会総務文教委員会を開会いたします。

すみません、座らせてもらいます。

本日当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

まず、副市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副市長。

暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後2時50分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて再開いたします。

副市長、どうぞ。

副市長（新谷昭夫君） 本日は、令和6年第3回定例会へ追加で提案をさせていただきました議案第62号から議案第66号までの5議案につきまして説明をさせていただきます。

このうち、先ほど市長から冒頭の挨拶でも申し上げたところでございますが、本年度の小学校教員用の教科書及び指導書の購入において、議会の議決を経ず買入れを行ったことに対して、改めておわびを申し上げますとともに、追認をいただく議案と特別職の給与の減額措置に係る議案を提出もさせていただいているところでございます。どうぞ慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川本 円君） 続いて、教育長から発言の申出がありますので、これを許可いた

します。

教育長。

教育長（高田英弘君） 先ほど議場におきまして、教育次長が提案理由を申し上げましたとおり、令和6年度からの小学校教員用の教科書及び指導書の購入に当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところを、これを経ずに買入れを行ってまいりました。教育委員会として処理する事務について、条例を遵守することは基本であるにもかかわらず、本件が議会議決が必要であると認識に欠けていたことから、条例に定められた手続を経ずに執行してまいりましたことを深く反省し、おわびを申し上げます。

今後につきましては、根拠法令等を精査いたしますとともに、チェック体制をより強化いたしまして、厳正かつ正確な執行を行うよう、誠心誠意努めてまいります。このたびは、既に小学校教員用の教科書及び指導書の買入れが終了しておりますが、改めて予定価格2,000万円以上の財産の購入について追認していただきたく議案を提案させていただきますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。このたびは誠に申し訳ありませんでした。

委員長（川本 円君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

説明、質疑の順番であります。付託議案審査順序表のとおりとし、最初に議案第65号財産の取得についてと議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、関連性がありますので、一括で説明を受けた後、質疑を行いたいと思います。

続きまして、議案第62号財産の取得について、議案第63号竹原市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務部の部分、議案第64号令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）については、関連がありますので、一括で説明を受けた後、質疑を行います。

最後になりますが、議案第63号のうち、教育費の部分の説明を受け、質疑をしていきたいと考えております。ちょっと変則的で申し訳ないのですが、討論、採決の順番につきましては、議案番号順のとおり行ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままで行って結構でございます。

ではまず、先ほど述べたように、議案第65号財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） それでは、私のほうから議案第65号財産の取得について御説明を申し上げたいと思います。

配付をしております資料の、小学校教員用の指導書等購入において議会議決を経ずに契約したことについてと表す資料のほうを御覧いただければと思います。

まず、1、趣旨でございます。令和6年度からの小学校教員用の指導書等の購入において、予定価格が2,000万円以上であったにもかかわらず、議会議決を経ずに取得したことが判明いたしました。

2、理由でございます。令和6年度の教科書改訂に伴う新たなデジタル教科書に対応した指導書等の購入に当たり、予定価格が2,000万円以上であったが、議会議決が必要である認識に欠けていたからでございます。

3といたしまして、根拠法令でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条におきましては、そちらに書いてありますとおりの内容となっております。予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払または不動産の信託の有無については、議決が必要ということでございます。

4の具体的な内容でございます。購入物につきましては、教員用教科書13教科分ということで、1,629冊、教員用指導書が13教科で846セット、契約相手につきましては、株式会社亀尾書店でございます。契約金額2,587万2,298円、契約年月日及び方法につきましては、令和6年3月18日に随意契約で行っております。随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づくものでございます。5番目の納品日につきましては、令和6年4月5日ということでございます。

5、今後の対応です。予算計上時に議会議決の必要のある事案について把握するとともに、財政課との連携を図る中でチェック体制を強化し、再発を防止してまいりたいと考えております。

説明につきましては以上のとおりでございますが、不適切な事務手続を行ったことにつきまして大変申し訳なく思っております。追認につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（川本 円君） 続きまして、議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料及び議案説明書その3の7ページをよろしくお願いいたします。

まず、1番目の提案の概要についてでございますが、小学校教員用の指導書購入につきまして、条例で定める議会議決が必要となる金額を超過していたにもかかわらず、議決を経ていなかったことに関して責任を重く受け止めまして、市長、副市長及び教育長の給与につきまして、令和6年10月1日から10月31日までの1か月間の給料月額を減額する特例措置を行うものでございます。

2番目の改定の内容につきましては、特別職の給料月額を減額する率につきましては、市長、副市長及び教育長につきまして、給料月額の10%であります。

3番目の施行期日につきましては、令和6年10月1日からとなります。

議案第66号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により、先ほど言いました議案第65号と議案第66号を合わせて質疑を受けますので、まず議案番号を述べてから一問一答でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） まず、議案第65号についてお伺いいたします。

状況は理解をしております。非常に重く受け止めていただいて、議案第66号の上程ということにもつながっているというふうに理解をしております。

内容として、購入物のほうですけれども、教員用教科書13教科1,629冊、教員用

指導書13教科846セット、それぞれの金額の割合というか、金額のほうを教えてください。できればと思います。

委員長（川本 円君） 参事。

教育委員会参事（大橋美代子君） まず、教科書のほうなのですが、65万4,819円、そして指導書のほうが2,521万7,479円というふうになっております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

ちょっと待って。数字言うとき、もうちょっとゆっくり言っていただける。メモするのに追いつかないので。すみません。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） そういうことであれば、費用の割合というものは、先ほども説明があったように、デジタル教科書に対応した指導書ということで大きく予算のほうで議決を得なければならない2,000万円を超えてしまった、それとやはり竹原市の規模として、契約相手、本屋さんのほうが1事業所ということで、分散して発注をするということが難しい状況というのでも大きく影響しているのかなというふうに思っております。教員用指導書、13教科で846ということなので、ざっくりした金額ですけれども、ワンセット、一つがおよそ3万円ぐらいなのかなと思いますが、こちらの少し内容というか、突き詰めて説明をいただいたらすごく説明に時間を要するとは思いますが、このものを使うことによってデジタル教科書の活用がしっかりと先生たちができるといったようなものだと思うのですが、そこら辺のメリットについてお聞かせください。

委員長（川本 円君） 参事。

教育委員会参事（大橋美代子君） まず、国、文部科学省が、今回のこのデジタル教科書は指導者用ということではあるのですが、令和3年度から文部科学省が児童生徒用のデジタル教科書の実証事業ということでスタートしました。本市におきましては、令和3年度から算数あるいは国語、あるいは英語というようなところで手挙げをして、この児童用のデジタル教科書というようなことも使ってまいりました。今回のこの教員用の指導書というのは、従来は紙媒体でありましたので、デジタルというようなところはあまり普及はしていませんでしたが、国のデジタル化というようなところからかじを切ったように、教科書の中にも二次元コードが入ったり、あるいはデジタルというICT関係が豊富に入っているというようなことになりました。したがって、指導書に関しても、紙媒体だけで

はなくて、子供たちが使うデジタル教科書に対応できるような教師用のデジタル教科書ということで、デジタルコンテンツがたくさん入っていたりとか、例えば理科の実験であったら、その手順を動画で分かりやすく解説していただけたらとかというようなこともできますので、児童との連携ができるということと、プラスICTコンテンツ、いろいろなデジタルコンテンツが活用できるということで、紙媒体の指導書よりは非常に効果があると考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 最後に、デジタル機器を活用した事業というのは、参観日等で拝見させていただくと、非常に時間的なものであるとか、先生の負担軽減といったようなところに大きく影響しているのかなと思います。まだまだ本当にデジタル、先ほどありましたようなものを活用しながらの事業というものが、まだまだ今まだ途中なのかなというふうに思っております。

今回、こういうことを受けて、しっかりとそういうようなデジタル教科書に対応していくということがありますので、そこはやっぱり教職員の方々にしっかりとマスターとか、習得していただいて、本当の意味でのデジタルをフルに活用した授業ができれば、大きく授業の内容とか生徒の意欲というところにも大きく影響してくると思いますので、その部分はしっかりと引き続きして行っていただきたいというふうに思います。

それとあと、やはりケアレスミスというか、ヒューマンエラーといったようなものだと思います。言い換えれば、債務負担行為というところを出ていたところを自分自身もその部分について、しっかりと今後はチェックをしなければいけないというふうにも反省をしております。しかしながら、分かりやすい予算書の作成といいますか、そういったようなものについては、分かりやすい予算書の作成というか、資料というか、そういうものの、これは今回のものとは違いますけれども、というようなことにも注意をして、そういうふうなものができるのであれば、準備をしていただければチェックリストといったようなこともできるのかなというふうに、減らしていくことができるのかなというふうに思いますので、今回のことは特別に契約自体に間違いがあったということではありませんので、いいものを導入したということで、教育現場でしっかりと生かしていただけるように、また契約においてはしっかりとルールを守ってしていただく、そして様々なものは分かりやすく、資料の作成というふうに努めていただきたいと思います。その点をよろしく願います。

いたします。

委員長（川本 円君） 参事。

教育委員会参事（大橋美代子君） 堀越委員がおっしゃられましたように、このデジタル教科書、教師用のデジタル教科書というのは、児童にとってももちろん効果がありますが、教職員にとっても授業改善のヒントであったりとか、いろいろな要素が詰まった非常に活用をしていければ子供たちにとって十分力になるものであると思っております。今回の令和6年度からのデジタル教科書で各教科多くのデジタルコンテンツを入れましたので、この8月にICTの活用研修会を行い、各校で1名ずつICT担当の教員を対象として、実際にこのデジタル教科書を教員たちに触らせながらどういう活用ができるか、子供たちにとってどういうメリットがあるかというのを検証したところでございます。今後も引き続き、これが効果的に活用できて、子供たちの力につながるように、また研修のほうもやっていきたいというふうに思っております。

そして2点目の、分かりやすいというようなところではありますが、様式等も含めてもう少しチェック体制がみんなに分かるようにというところと、私もそういう条例であったりというようなところの意識が低かったということをご指摘しております。しっかりとそういうような手続というところの意識を高めて、職員にも声をかけながら把握をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 議案第65号について質疑をさせていただきたいと思っております。

おとといだと思います、決算特別委員会のほうでもお話をお伺いさせていただいたときの内容とちょっと重なることもあるかと思うのですけれども、改めてこの事件が発覚したのはいつなのですか。いつ分かった、おとといです。決算特別委員会でおととい私のほうから物品調達に係るまた契約に係る事項についてということで質疑をさせていただきました。そのときの答弁では、以前よりいろいろ令和4年度の決算審査の報告、監査委員の報告書に基に私は意見を述べさせていただいたのですけれども、それに対しては令和4年度以降からでも組織を挙げて各課に徹底して通達をしているという御答弁であったと思っております。そのことも踏まえてなののですけれども、それと令和4年度のときに、特にここの数字があまりにも多かったのが、各小中学校、義務教育学校の件数が262件あって、適正の事

務数が181件で、要調査数が81件あるということで、非常にこれどうなのかということも含めて、契約書なしが79件、さっき御答弁いただきましたけども、本当に法令遵守しなければならないところであるにもかかわらず、やはり教育長も市長も副市長も減給にならないといけない処分を自らするということの重みというのはどうなのかなど。本当に通達をしたからそれでよしで終わっていたのではないかなということを感じます。ですので、ここでまず最初に質疑として、いつこれが分かったのか、まずお伺いしたいと思います。

委員長（川本 円君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 本案県を把握したのは、9月25日の中国新聞において庄原市の案件を確認して、本市の状況を改めて確認したことによって判明いたしましたのでございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 中国地方にも結構何件かこういったことが起きていて、新聞にも載って庄原市の状況が載っていたということもあります。基本中の基本で、2,000万円以上を超えるものが分からなかったということ自体が、やはり市民の皆さんの本当に血税、皆さんの税金からいただいて運用させていただいているにもかかわらず、やはりどこにその意識があったのかなというのが非常に残念でならないです。

では、そうはいつでも、再発防止をしないといけないのではないかなと思うのですが、これ今後契約事務に関することとか、随意契約に関すること、見積書の提出に関することとか、そういうことをしっかりともう一度、全庁を挙げて職員の方々に徹底して研修を行う必要があると思うのですが、そのこととそれと竹原市の行政の組織規則というのがあると思います。これは総務部も財政課の分掌事務と会計課の分掌事務というものもあると思いますので、この辺をきちっとしていかないと、何か最終チェックはどこが一体するのかと、会計課がするのか、財政課がするのか、その辺がちょっと曖昧なところもあると思いますので、職員に対する今後の徹底する内容、あるいは研修等、どのように考えておられるか、それと分掌事務の在り方について、この辺について総合的にお伺いさせていただきます。

委員長（川本 円君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 2点御指摘をいただいたと思います。

まず1点目の、そういった研修も含めた徹底という部分については、確かに委員おっし

やいますとおり、通知はいたしました、通知しただけではやはり足りない部分というのはあったということについては非常に反省をしなければいけないものというふうに考えております。そういった意味で、そういった支出事務につきましては、過去も定期的にはそういった手引のようなものを作成して研修というものは行っておりますし、また新入職員については、新人職員の研修の際にそういった支出事務についての研修というのを行っているところでございますけれども、やはりまだ徹底が足りなかったのかなということもありますので、全職員の研修というのも当然のことではございますが、やはり管理職に対してもそこはしっかりとそういうふうなことをそれぞれの部署でチェックをするということの徹底を今後させていただければというふうには考えております。その上で、職員全体に対してもそういった意識の徹底も含めた研修というのも考えなければいけないというふうに考えております。

次の、事務分掌につきましては、現在は契約事務に対して入札行為については財政課が入札をし契約をする、そして少額の物品購入については、用度事務ということで、決算特別委員会の個別でも多少触れさせていただきましたが、そこは会計課のほうが全体を集約して物品の購入を行っているというような役割分担の中で、最終的には一番チェックできる部分につきましては、支出命令書が全て集約される会計課がやっぱり最終的にはチェックが一番より効率的にできる部署だというふうに認識しておりますので、その中で一応事務分掌の中でもそういった審査、チェックというのは会計課の役割というふうにも定めさせていただいておりますので、そういった部分についてもしっかりと徹底の上、運用もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですね。

松本委員。

委員（松本 進君） 議案第65号についてはいろいろ意見が出されて、私も初めてこういった議決が要る必要事項が抜けていた、できなかったということで、大変な事態だなということで、いろいろ同僚議員からも質問があって、こういった教科書を含めた購入システムのところは、今財政課の説明にありましたけれども、やっぱりただ通知だけでは足りないというのがいろいろあって反省するというのがありましたから、ぜひこういった、議会ではなぜこういうことが起こったのかという大枠で聞いたのですが、そういったところから具体的に把握して、それを防止するためにこういった具体策を取るよというのを文書

化して残す必要があつて、それは徹底する必要があると思うのですが、そこの取組をどうされるのかというのが、通知だけでは足りないと言われたのだけでも、もう一度なぜこういうことが起こるのかというので、支出命令書で今チェックできると言われるのが、それだけで本当にできるのかなとちょっと疑問に思うのです。ですから、そこのところを今後、こういう本当大きなミスが起こらないような仕組みを含めて、報告できるようにしてほしいのですが、そこはどうでしょう。

総務部長（向井直毅君） 全体の支出事務に関して、こちらにつきましても文書化という中では、支出事務の手引というものを現在策定をいたしております。それは各課、庁内のいわゆる共有システムのほうにも掲載はいたしておりますけれども、そういったものを活用して、いわゆる手順なりとか、そういった細かいものも全てそこに記載をいたしておりますので、それをしっかり職員一人一人に徹底をしていくということが必要ではないかというふうに考えております。このたびの案件につきましては、2,000万円以上の議決が必要であるというような案件、これはそう多くはない事象ではございますので、それはいわゆる予算編成時、各部署からの予算要求時において、おおむねそこは財政課のほうでも把握できる部分であろうかと思ひます。必ずしも2,000万円を超えているからといって、いわゆる契約時においてそれを上回るとは限りませんが、おおむね2,000万円を超えているものというのは、予算編成の段階では把握はできますので、そこはしっかりそういったものを把握した上で、そういったものをピックアップして、しっかりそこは各要求部署に対しても通知をするなり、実際に執行段階においては、そこはどうかということも、いわゆる二重チェックといいますか、念押しということではできると思ひますので、そういったことによつて再発防止には努めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） ぜひ再発防止というのをもう一回分かりやすくいろんな徹底していただきたいというのが一つと、それと次の質問、議案第66号ですか、こういった議案第65号の購入に対するいろいろチェック、ミスが起こつて、あとはこの議案第66号ではその責任の取り方で今ありましたけれども、これ端的に聞けば、議案第65号のようなミスといったらいいのか、そういったことに対する責任の取り方が一応議案第66号では10%の削減ということが提案されているわけですけど、こういった議案第65号のミスと

というのは、私もいまだ記憶がないので、例えばこういった責任の取り方の問題でこういった事例があったから10%とか、こういう事例があれば何十%とか分からないですが、そういった事例があって適用されたのかなというのがあればちょっと教えていただきたいと。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 委員御指摘のとおり、当市において過去にこういった事例がなかなか案件としてはなかったのだろうというふうに思っておりますし、これまでの教科書といますか、指導書の購入においては、デジタル化が進んだことによって金額が大きくなってきたということで、ここ数年の中で金額が、教科書も含めてですけど上がってきたと。4年前の段階であれば、まだデジタル化がそこまで進んでなかったということもあって、こういう指導書等の購入については2,000万円も超えていなかったということから、今回の購入において大変申し訳ないですけど、議会の議決を経ずに購入してしまったという結果になっております。今回の給料月額の減額につきましては、そういった意味でなかなか事例がないということでございまして、今回は特に先ほど最初に見つかった事例ということで、庄原市のほうが新聞報道されまして、同様の形で三役に1か月の減給ということを行う見込みということが報道されて、我々も庄原市のほうに再度確認しているところでございますし、またそのほか同じ新聞記事の中で、例えば山口県のほうとか他県のほうでもそういう事例があるということが出ておりますので、そういったところで調べさせていただいたところ、例えば山口市であるとか、防府市であるとか、周南市であるとかという、幾つか山口県内でも同様の議会の議決を経ずに購入したという案件がございまして、そのとき調査をした結果、過去に遡って調べたときに、幾つも案件が出たところというのは、若干例えば市長の減額を20%にしたところもございましたけれども、全く処分というか、減額をしていないところも部分的にはございましたけど、多くが三役の部分で1か月10%の減額という措置をされていることを参考にさせていただきながら、我々としてこの同じ形ではございますけれども、1か月10%の減額ということで提案をさせていただければということで、させていただいたところでございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時25分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第62号財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

公共施設再整備担当課長。

公共施設再整備担当課長（井上顕良君） それでは、議案第62号財産の取得について説明いたします。

議案参考資料及び議案説明書のその2、5ページ目を御覧ください。

まず、1、提案の要旨ですが、複合施設をはじめとする中心市街地エリアの一体的な再整備を進めるため、旧かつはら店舗建物を取得しようとするものであります。

2、取得する財産の概要としましては、所在地、竹原市中央5丁目1547番地49、家屋番号1547番49、建物の種類としましては、店舗・事務所、構造規模は鉄骨造スレートぶき4階建て、床面積、1階149.71平方メートル、2階143.71平方メートル、3階140.38平方メートル、4階140.38平方メートル、延べ床面積574.18平米となっております。

次に、相手方、現在の所有者になりますが、三原市港町1丁目8番33号、勝原商事株式会社代表取締役社長勝原清志であります。

取得金額は2,180万円、これには消費税相当額を含んでおります。

5番、参考図面として建物の各階平面図を8ページに添付しております。

6番、根拠法令につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするの規定によることとなります。

なお、取得金額の算定につきましては、別添の参考資料、最初のページを御覧ください。

2、内訳の項目の（1）鑑定評価書①と記載しております旧かつはらの建物2,180万円が先ほど説明いたしました建物の取得金額であります。

また、旧かつはらの土地909万円、（2）鑑定評価書、②旧ゆめタウン駐車場の土

地、符号1、4、580万円、符号2、1、820万円、符号3、2、300万円、これら鑑定評価書①、②建物と土地の全ての合計額が1番の取得費用1億1,789万円となり、この合計額を公共用地先行取得事業特別会計繰出金として、議案第63号令和6年度一般会計補正予算（第3号）に、また同額を用地等取得費として、議案第64号令和6年度竹原市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）に計上しております。

これらの金額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいており、旧かつはらの土地、建物の鑑定評価書の写しを参考資料の2ページ目と3ページ目、旧ゆめタウン駐車場部分、符号1から3の鑑定評価書の写しを4ページ目と5ページ目に添付しておりますので、御確認ください。

最後に、参考資料の最後のページになりますが、6ページです。

鑑定評価算定概要として整理しておりますので、説明させていただきます。

鑑定評価とは、不動産の経済価値を判定し、その結果を価格に表示するものであり、不動産の鑑定評価に関する法律に定める国家資格である不動産鑑定士により、国土交通省が示す不動産鑑定基準等にととって算定されるもので、その評価内容は公平性、客観性を有する適正な時価、価格とされるものです。今回鑑定評価を実施したのは、株式会社中央鑑定所で、同社はこれまでも本市の地価工事、地価調査、固定資産税路線価等を算定しており、地域情勢にも精通した業者であります。

土地の算定としましては、私権の範囲として所有者ごとに評価することとされており、取引事例や公示価格を基に単価を算定し、接道条件などから単価に個別格差を乗じて算定されます。今回の場合におきましては、不動産については国道432号と市道に接する角地ということで、個別格差を1.26、旧かつはら敷地は市道と市道に接する角地ということで、個別格差を1.03として算定されております。また、建物の算定は、不動産鑑定士が再調達原価を求め、再調達価格を算定し、減価償却を乗じて算定されております。

説明は以上となりますので、よろしく申し上げます。

委員長（川本 円君） 続きまして、議案第63号竹原市一般会計補正予算（第3号）のうち総務部の部分及び議案第64号令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君） それでは、9月定例会に追加で上程する補正予算案について御

説明いたします。

説明に当たっては、別途予算の概要を御覧ください。

こちらのうち、まず3ページの上段にあります一般会計の総務費部分について御説明をいたします。

総務費で、公共用地先行取得事業に要する経費について、公共用地先行取得事業特別会計繰出金として1億1,789万円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、先ほども説明がありましたが、市庁舎の移転後の新たな施設整備に向けて、隣接する民有地を活用するに当たり、当該土地及び建物を公共用地先行取得事業特別会計で取得するため、必要な予算を一般会計から繰り出すものであります。財源につきましては、全額一般財源ということになります。

続きまして、同じく3ページの一番下にあります公共用地先行取得事業特別会計についてであります。こちら、今説明しました内容と同様のものでありまして、こちらのほうを取得するのに、同額の1億1,789万円を財源として取得をするということになります。

なお、今全額一般財源になっておりますが、当該用地を買い戻す際に、計画に基づき特定財源が当たるということになっておりまして、その特定財源につきましては、まず国庫補助金が2分の1、こちらメニューとしましては、都市再生整備計画事業のうち、都市構造再編集中支援事業補助金というものがございます。それから、地方債がありまして、地方債の名前は公共施設等適正管理推進事業債のうち、集約化、複合化事業というものがあります。こちらのほう、充当率90%です。この充当率90%のうち、後年度で交付税の算入、これは普通交付税になりますが、その50%部分が算入されるということになります。

説明は以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

平井委員。

委員（平井明道君） 改めて聞かせていただけますか。この用地、建物のほうは分かったのですが、用地の相手方の名前を教えてください。

委員長（川本 円君） すぐ出ますか。

暫時休憩します。

午後3時37分 休憩

午後3時37分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開いたします。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 名義人、あくまでもこれは登記の名義人ということでございますけども、まず土地のほうでございますけども、符号1が竹本正名さん、符号2が水上八重子さん、符号3が竹本進さんでございます。旧かつはらさんの土地については、土地のほうは勝原文紀さん、勝原純子さんの共有名義になっております。建物については勝原商事株式会社様です。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 相手方からの要望なのか、市から要望なのか、かつはらは市が買い取る話から事業をやめたのか、そうしないと事業をしていると買えないと言ったのか、事業をしているとアパート経営をしているところは買わないというのは整合性が合わないと思うのですが、どちらから要望があったのですか。

委員長（川本 円君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 旧かつはら竹原店につきましては、昨年12月末に閉店していることから、11月頃に不動産会社にも話をされ、建物を賃貸してくれるオーナーを探されていたという状況の中で、その一環で11月14日に同社社長が本市総務課にも来られ、フロアの賃貸について御案内をいただいたところでございます。その際、総務課資産活用係の担当がお話を伺いまして、その時点では既に閉店を決定されていたという状況でございます。

一方、本市も旧ゆめタウン駐車場の取得を検討していたため、隣接する旧かつはらにも話してみようと検討していたところ、先方から店舗閉店と賃貸についての話があったため、本市の事情も御説明し、協議を進めてきたことから、今回の取得に合わせて作為的に閉店したものではないという状況でございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 駐車場のほうはどちらからなのですか。

委員長（川本 円君） 整備担当課長。

公共施設再整備担当課長（井上顕良君） 先ほど部長もお答えした中にもありましたとおり、旧ゆめタウンの駐車場についても取得は検討していたところでございます。

委員長（川本 円君） どっちから言ったというのを聞いています。

公共施設再整備担当課長（井上顕良君） 検討する中で、市のほうからお話をさせていただいたということでございます。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 旧イズミと地権者は同じですか。

委員長（川本 円君） ちょっとごめん、ちょっと聞こえない。

委員（平井明道君） ゆめタウンの土地と地権者一緒か、土地、建物の地権者は一緒なのか。

委員長（川本 円君） 一緒かどうかということ。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 旧ゆめタウンの地権者については、十数名おられるということで、一致しているということではございませんですけども、重なっている方はおられるという状況でございます。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 私から見て、やっぱり旧イズミの寄附の用地と建物と今回のこの駐車場のことはセットに見えてしまうのですが、条件は本当についていなかったのですか。

委員長（川本 円君） ちょっと最後のほうが聞き取りにくいので、ゆっくりしゃべってもらえる。分からない。

委員（平井明道君） 旧イズミの寄附の用地と今回の駐車場の土地、建物はセットなのか、条件がついていたのかももう一回聞かせてくれる。

委員長（川本 円君） セットであれしたのかどうか。

委員（平井明道君） セットだったのかどうか。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらの旧かつはらさん、または旧ゆめタウン駐車場については、先ほど議会の総括質疑でも説明させていただきましたとおり、平成27年度からこちらの複合施設について検討するときからエリアを含めて検討していたという状況でございます。市の庁舎移転がもう進んでいるという状況から、複合施設を進めるに当たってこ

のたび取得させていただくというところでございます。

以上でございます。

委員（堀越賢二君） イズミのもともと大きいところとこっちの駐車場がセットだったのかと聞いている。平井委員は。ですよね。

委員長（川本 円君） そのままどうぞ。

企画部長（國川昭治君） まず、取得についてはセットかということでございますけども、寄附のほうの申出を破産管財人さんのほうからいただいた際に、本市としては間にある土地も取得できないようでありましたら、どうしても向こうの寄附を受領するに当たりましてエリア一体的に活用が難しいということから、寄附申出があった際には、こちらの土地の取得ができるかどうかという打診、相談はさせていただいたという状況でございます。その上で、取得も可能ということから、このたび取得をさせていただくという手続を取らせていただいております。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） セットだったという理解でいいのですか。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど部長も申し上げたとおり、もともとこのエリアについては、平成27年頃からこの再整理に当たってのエリアとして、一定には考えていたというところの中でございますので、当然その中では将来的には今の駐車場、かつはらさんはまだその当時は営業されていたので、話をしてもなかなか難しいという状況はありましたけれども、そういった意味で今の駐車場等のところは、エリアとして入れていたということで、将来的にはここを再整理する段階では、購入しようということで進めてきていたと。ただし、先ほどはイズミさんの後のところの寄附をいただくということが先般からありましたとおり、破産管財人のほうからお話をいただいて、できるだけ早期に整理をしていただきたいという、ですから寄附受納についての整理を市のほうで行っていただきたいということがあったことから、駐車場のほうの土地の購入についても同時に並行的に進めていくということで進めたわけございまして、一体ということでは、もともとエリアとしての考え方からすれば、一体というものではなかったというふうに認識しております。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） いや、一体化の整備、一体化の整備と僕ら説明を受けていて、今回それは一体化ではないとあって、私から見たら隣接するアパートやらハローワークはなぜ

買取しないのか、形が悪い、虫食いになってしまうではないですか。先ほど本議会でも先輩議員がおっしゃっていましたが、どうしてもやっぱり竹本一族に便宜を図っているとしたら私から見たら思えないのです。きちんとした明確な理由を教えてください。

委員長（川本 円君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） アパート、旧ゆめタウンのほうの隣地のアパートということだと思いますけども。ハローワークということだと思いますけども、今回は取得ではなく、寄附をいただくということですので、アパートの所有者の方が全て整理いただいた上で、そういう条件でお話をいただいた場合については、検討する余地はあるかなと考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） いくら言っても平行線なんですけど、やっぱりこのかつはらの問題もそうですけど、どう考えても虫食いで、ハローワークやらアパートは買取りをしない、だけどかつはらと竹本さんの駐車場は買取りする、どう考えても私から見たらおかしいのですよね、本当に。どうしてそうやって虫食いになるのかが理解ができません。今回の用地のことについても、なぜかつはらも買ったのに、またその取り壊し費用もかかる、やっていることがおかしいと思うのですよね。ほかの人も意見があると思うので、これでおわります。

委員長（川本 円君） 答弁はいいですか。

委員（平井明道君） 答弁はいいです。

委員長（川本 円君） よろしいです。

ほかにございますか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） このたびの先行取得をするということで、旧ゆめタウンの寄附を受けて、面的な活用をしていくというところだと思います。スケジュールとして、計画の中で今サウンディング調査をしている、今後は要求水準書の作成、そういったようなものに進んでいくという計画を聞いております。資料をいただいております。この竹原の市役所の庁舎跡地、市民館、そして今回の補正に出てきた駐車場とかつはらさん、そして旧ゆめタウンのところ、正方形ではないにしても、つながる一つの敷地ということで理解をしております。そういった中で、以前の資料で、事業者の募集、そういったようなものが次年

度、令和7年度、進んでいくといったような資料をいただいておりますが、今回この定例会で補正で上げたこの先行取得用地、約1億2,000万円、このものについて、これを取得失なかつた場合の今後の影響、12月ではいけない、これから様々な予算要求という説明にもあつたような、市だけで決めることでなくて、様々な補助の対象事業としてしていく中で、これを12月であつてはならなくて、今回の分でしなくてはいけない、しなかつた場合の影響といったようなものがどれくらい大きいものなのかの認識をお伺いいたします。

委員長（川本 円君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、この複合施設整備事業についてのスケジュールについては、先週、9月13日の特別委員会のほうで御説明をさせていただいたところでございますけれども、今年度は予算の議決をいただきまして、サウンディング調査というものを実施しているところでございます。こちらについては、内容といたしましてはまずは市内企業へ向けてのこの事業への参加意向などのアンケート調査、また県内その他企業の参画意向、またディベロッパーさんの民間企業の出店意向調査、あるいは全国1,000社対する竹原市の進出意向、またその他、中の施設の運営者へ対するアンケート調査ということで、幅広く市場調査を実施することとして、予算の議決をいただきまして現在取り組んでいるところでございます。こちらについては、様々な調査をするに当たりましては、どういう敷地でどういう計画であるかというものを明らかにした上で調査をさせていただくというのが、相手方からアンケートに答えていただく事業者においても、その部分は重要な部分だと考えているところでございまして、現在そのアンケート調査等については、議決をいただき次第、実施するというところで準備をさせていただいておりますので、まずエリアをしっかりと確定させていただいた上で、こういった調査をしていくことが重要と考えております。こちらについて曖昧なまま調査するということになると、民間のほうの意向についても影響が出てくるものと考えておりますので、まずは用地を取得した上で、エリアを確定した上で取り組んでいくことが事業を進める上で重要ということで考えているところでございます。

委員長（川本 円君） いや、取得しない場合にどういった影響があるかということは今委員、聞かれた。

企画部長（國川昭治君） ということで、取得しない場合については、この事業のアンケート調査等が実施できないという可能性が出てくるということでございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ということは、もう計画自体に大きな影響が出てきて、ディベロッパーに対する事業として参入してくる意欲の減少というか、そういうようなよりよい条件下で相手との交渉ができなくなるとか、そういったような計画自体に大きな変更を生じると、よりよいそういったような条件ができなくなるという認識でよろしいでしょうか。今回の補正で出さなければならない理由。

委員長（川本 円君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 今委員の言われましたように、大きな影響はあるものと考えております。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） その大きな影響があるということで、どうしても今回の上程になったとは思いますが、これって、事業計画はこれから粛々とそういう先ほど説明を受けたようなことを実施して、令和7年に取り壊し、解体の工事が始まり、8、9というふうに進みながら設計や工事が入って、令和11年度中にはというような資料をいただいていますけれども、これはしっかりと確実にこの計画のとおり、景気動向はあるにしても、あるにしても、先ほど説明がありました補助金、事業の都市構造再編集中支援、そういったようなものが確実に受けれて、この進捗がしっかりと変更なく進んでいくという認識でよろしいでしょうか。そういうものはしっかりとしたビジョンを持ってやられているという認識でよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、こちらにつきましてでございますが、国の補助金の計画期間が、複合施設整備基本計画というものを現在策定をさせていただいておりますが、この計画期間が7から11までの5年間ということでございまして、5年間のうちに事業するというので、国のほうの補助金が採択される予定となっておりますので、この計画期間内に事業を完了させていくということが補助金の条件となっているところでございます。ただ、どうしても大きな災害等があった場合には、そういった部分はあるかと思っておりますけど、この計画期間内で事業を実施するというのが条件となっております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 災害があったことというのは、平成30年7月の豪雨災害等々があ

って、様々な竹原市の事業計画が大きく変わったというのがありますけれども、ありますけれども、その説明をもって実際は竹原市が甚大な被害を受けた場合は、こういう公共事業の一旦停止というか、というのは理解はしますし、その補助事業の延長というものも併せてそういうふうなことが発生するというのには想像はできますけれども、やはり計画で乗せている以上は、そういうものがどうであっても、出てくる財源であったり、一般財源であったりというのは、使い道はあるにしても、そこを確保した上での事業だと思いますので、そこはやはりどんなことがあっても、これだけのことで、先ほどありました様々な意見がある中で今回上程されているので、そこはやっぱり絶対にやるのだというものがないと、後から出てくることに対して、いろんな状況が変わってきたから変更があった、変更、変更というふうになることというのはやっぱり避けなければならないと思いますけれども、その補助事業に対する考えと、その3割取りました、一般財源、どうしても発生してきますので、その認識についてお伺いいたします。

委員長（川本 円君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 失礼しました。すみません、先ほどの説明が曖昧になって申し訳なかったのですが、まずこの計画期間が先日のスケジュールをお示しさせていただきましたとおり、7から11年度までの事業期間でございますので、この期間内にこの今提案させていただいております事業をやり切るということで、市としては取り組んでまいりたいと考えております。また、財源についても、現在先ほども答弁させていただきました広島県と国のほうと、今計画の案を示しながら、事前協議をさせていただいているところでございますので、財源についても確保させていただきながら、この事業をやり遂げたいと考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） ごめんなさい、もう少し市民の皆さん聞いているので、私もよく理解できないなと思うことあるのですが、なぜ今、この議会に上程されていることで、これが先ほど堀越委員も言われたように、時期の問題ではあると思うのです。もう少し先に議論もいろいろ出ておりますので、しっかりと議論を尽くして、置いた上でというのは、何か厳しいものがあるのか、それから国の部分の補助メニューについても、何かペナ

ルティがあるのか、5か年の中で成り立てばいいという考えもあると思うので、なぜこの9月なのか、あるいは1か月でも2か月でももう少し審議を尽くして、それから臨時議会でも上程するという考えはどうか、そのときでももう既に国のほうから何かペナルティになるようなものがあるのか、マイナスになってしまうのがあるのかということと、あと先ほど言われていた充当率が90%ですね、集約化すると。国の補助メニュー、2分の1のメニューでいくと。起債が。ということですよ。だから、そこも当然あると思うのですが、そのうちの起債の90%の充当率に対して50%が歳入ということですよ。歳入が50%入ってくるということです。その辺の確認、もう一度再度確認をさせていただきたいのと、要は議論がすごくいろいろ。

委員長（川本 円君） 道法委員、ちょっと整理つかなくなるから、一回そこで切ってもらっていいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 今御質問にありましたうち、交付税算入の話について御説明をさせていただきます。

今委員おっしゃられましたように、事業費のうち、50%部分は国庫補助金、残りの事業費に対して90%の充当率で地方債を充てるのですが、そのうちの半分、50%が普通交付税に算入されるのですが、普通交付税の場合は言葉としていろいろあって、返ってくるとか、算入されるとかという言葉があるのですが、交付税の成り立ちは基準財政需要額と、それから基準財政収入額、これを引いた残りを普通交付税としていただくようになります。今言う算入率50%というのは、基準財政需要額のほうに算入されますので、そこから例えば地方税の75%部分が基準財政収入額に算入されたりとか、あと100%例えば譲与税とか算入されて、それを差し引いた残りが交付税になりますが、単純に返ってくるかどうかというところちょっとお答えしづらい部分があるのですが、繰り返しになりますが、基準財政需要額に算入されるというようなことで説明をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） この時期についてということでございます。先ほども説明させていただきましたけど、まずこの複合施設を整備するに当たりまして、現在様々な関係者、民間の出店意向の調査をさせていただき準備をしております。あわせて、国のほうに

先ほど財源等説明しました補助金の申請の準備をさせていただいております。補助金が、まだ正式な日付は来ていないのですが、大体11月、12月ぐらいが最終申請ということでお伺いしております。その補助金の申請書類に事業計画を組む上でこういう民間意向があるのでこういうものを作りたいというのを、全てそこへ間に合うような形で計画づくりの資料として今調査をさせていただいております。そういった関係から、スケジュールを考えたときには、この9月に用地のエリアを確定させていただきまして、この調査をしっかりとさせていただいた上で計画をつくり、国のほうの申請が11月、12月ぐらいになりますので、間に合わすということになりますと、この9月に用地の取得をさせていただきたいということから提案させていただいているところでございます。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 1点補足をさせていただきますと、従前からこのイズミのところについては、破産管財人もおっしゃられたとおり、9月末までには結論を出していただきたいということで、寄附の受納を市として受けるか受けないかの判断を今月中までに求められております。その中で、今の前の駐車場のところを買うか、買わないか、買えないということがもしあれば、そうするとイズミのところだけを先に受納して、つながらない土地の状態が我々が受けて、民間も含めた形で活用するということではできませんので、その意味も含めて、今現在この議案として出させていただいて、土地を取得して、イズミの部分もいただいたときには、一体的なエリアというふうになるということで、現時点でそれを進めさせていただきたいということでございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後になるのですが、いわゆる市長に関わる御親戚の方々が関わっているからということが恐らく懸念、どうなのかということがあると思うので、それについては、本当に率直に全くそういった縁故だからとか、そういう思いではないということをお言葉で、市長のお言葉でやはりお聞きしないといけないことではないかなというふうには思います。そうすることによって、市民の皆さんがすっきりとこの問題を感じていただけるのではないかなと思うのですが、その点について御答弁いただければなと思います。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 市長からということで、今ここには市長はおりませんのであれですけれど、一般質問の中でも市長のほうのところがそういうところは、そういうことは一切ないという、縁戚関係云々ということでこれを進めているのではないということではっきりと申し

上げたとおりでございますし、先ほどから平成20年代からこのエリアという部分を議論されて、市の庁舎が移転した暁には再整備を進めていく、そのときのエリアとすれば、今の駐車場等の部分も含めた形で整備を進めていこうということは、前の前の市長の時代からそういうことがあったわけでございますので、それは今の市長が言うからその土地をどうこうということではなくて、前の市長、その前の市長の時代からこのエリアをこういう形で活用していこうということの話はあったものでございますので、今の市長になってそれを改めて検討して進めてきたということではございませんので、そこのところは御理解いただきたいと思いますし、イズミの部分についても、当然イズミさんが営業されているときにどうこうということではなくて、結果的には破産をされて、既に御説明させていただいているとおりでございますが、破産管財人のほうからそういうお話を受けて、今回の寄附について検討をさせていただいて、これを進めようということで行っておりますので、そこは前所有者がどうのこうのとかということではなくて、破産管財人さんのほうからお話を受けて、我々として判断をさせていただいておりますので、そこは縁戚云々があるからということでは一切ないということ御理解いただきたいと思います。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 力が入った率直な御答弁をいただいたのではないかなと思います。これ、市民の方が聞かれているので、よく分かりやすい答弁で思いをやはり語っていかないといけないということを感じますし、イズミも、旧イズミ店舗にもたくさんの市民の方が活用させていただいて、買物をさせていただいて、物すごく助かった、市民の食を確保していただいたということはすごく感謝されている市民の方も多くおられる、ただし、このままの状態では形骸化して古い建物が残って、物が落ちたらどうしよう、けがでもしたらどうしようかというような、そういった思いの市民の人たちも当然おられる、だからこのエリアに関しては利便性の高い、安全性の高いものにしていただかないといけないという思いはすごくあると思います。古いよりは新しいほうを誰でも求めていると思いますし、よりそれが財源というものに対しての本当に縮小しながら、しっかり無駄を省いていただかないといけない、それに歳入確保にも務めていただかないといけない、そういう思いがあるので、そこと、あとやはり繰り返しになりますけれども、あくまでも市長との縁戚関係ではない、そういった低い次元の観点の問題ではないと、今までの代々の市長さんから受けているものもあるし、また市民の方からも早く市民館、美術館、児童館、ホール、何とかしてほしいという要望たくさんありますので、そういった意味も含めてなのだ

ということは少し私にも分かる答弁でありましたので、しっかり検討していきたいと思えます。

以上です。

委員長（川本 円君） ほかに。

松本委員。

委員（松本 進君） 私、市が示した施設の整備のイメージの図があって、この5ページの施設のイメージの分では、旧イズミのところは民間機能の誘導という図面になって、そのエリアがあります。

ですから、ちょっと確認したいのは、先ほど今回提案されている旧かつはら、ゆめタウンの駐車場の提案なのですが、財産取得の提案がありまして、そのいろいろ説明があって、もう一回確認したいのが、今回提案されている議案第62号、議案第63号に関わる財産の取得と、これは旧ゆめタウン、旧イズミとかちょっといろいろありますけど、旧ゆめタウンの土地、建物の寄附の受納、これは一体、整備図面のエリアを見れば、一体というのがありますから、確認しておきたいのは、今回提案されている議案第62号、議案第63号の財産の取得と寄附を受納、これ結論いろいろありますけれども、旧イズミのところの建物、土地の寄附の受納というのは、一体というふうにも考えてもいいわけ、一体となっていると考えていいのですね。

委員長（川本 円君） 答弁できますか。

だから、言っているのは、だから駐車場のところと旧イズミのところに対して、図面上では一体的に整備すると書いているけども、これは一緒くたに考えていいのかと聞いている。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、中心エリアを整備するというので、このたび全体で説明させていただいておりますが、そういう部分で言えば、中心エリアということで一体ではございますけど、今回の財産取得については、市の既存用地では不整形であると、これまでいろいろ何点か説明させていただいておりますが、そういうことから財産を取得していくということですので、公共施設ゾーンについてでありますと、この用地取得をそういう部分の整形地でやっていくという内容でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私、この市が整備するイメージ図の分があって、繰り返しになるけ

ども、今回提案された分は、旧かつはらとゆめタウンの駐車場の財産の取得という具体的な議案の提案なのですが、私はここと、例えば旧イズミの分の、これはいろいろ議論がありましたけど、旧イズミの土地、建物、寄附を受けるか受けないかというのはいろいろあったのですが、寄附を受けることと、こちらの今回議案が出されている分は一体でないとこれは成り立たないのではないかとこのことを言っているのです。だから、一体なのですねということを確認しています。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 中身的に一体かどうかというのはあれですけど、先ほど来私ども申し上げたとおり、同時並行で進めているということをごさいます、イズミのところの寄附の受納の話と、今回の用地を取得をさせていただこうというところの部分は、先ほど申し上げたとおり、イズミのところだけを先に先行して寄附を受けるということで、虫食い状態で、例えば先ほどサウンディング調査とかと言っておりますけれども、市の所有、あるいはよほど長期で借りているとか、市の使用できる権限がない中で、エリアとしてそれを民間のサウンディング等の調査を進めていくことはできませんので、そういった意味で、土地の用地の取得と、イズミさんの寄附の受納というのは、同時並行で進めていくという形で、エリアとすれば当然一体的の中で民間の方々からいろんな形での提案も受けていくという形で、エリアとすれば当然一体的な形で進めていくということをごさいます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） そうですね、やっぱりこの図面見る限りは一体でないと成り立たない施設の整備イメージであって、私が一体と言う中身の分は、寄附の受納は今議論していますけど、イズミの寄附の受納と、今回提案されている駐車場、かつはらの財産の取得、これはやっぱり一体なのでしょうと、これ一体ではないと成り立たないし、図面から見ても。エリアそのものが成り立たないし。だから、逆に言ったら、例えばここの財産を例えば取得したとして、議案の分は取得したとして、このイズミの分が、寄附の受納の問題がいろいろあって、これは切り離すことが、私はできないと思うのですが、一体でないというなら切り離すことができることは可能ですよね。というか、一体でなかったら、そういう切り離すことも一つは可能なのかと。選択するかどうかは別として、今副市長が言われたのは、私も旧イズミの土地、建物の寄附と、受けるか受けないかはいろいろありますが、寄附とここの旧かつはらのところと駐車場の件を一体でないと成り立たないと、そういった説明になっている。しかし、そこは同時並行だとか、いろいろちょっと分かりにく

いことはあるので、例えばの話、寄附受納が議会のこともいろいろありますけども、寄附受納を受けないと、旧イズミのところを。ということもあり得るということについては、そういうことなのではという事で理解でいいですか。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 旧イズミさん、ゆめタウンの土地、建物のところを全く別として取り扱うことができるかというか、やろうとすればというか、選択肢として寄附を受納しないということは絶対選択肢としてないかと言われれば、ないことではないと思っております。ただし、これまでもずっと説明させていただいているとおりで、当然イズミさんのほうの破産管財人からお話をいただいた中で、どうするかという検討をして、何回も申し上げているとおりで、壊すということに対しても国のほうの補助がいただける可能性が非常に開けているということもあります。それと併せて、今の寄附を受納して壊すことをしなければ、今後何十年もあの建物が今の状態で残って行って、将来的に課題が残っていくということも考えられます。いろんなことを考える中で、そしてまたあそこを壊した中で民間の誘致をするということが可能性としてあるので、そうすればいろんな民間の企業さん等が、いろんな商業施設も含めてですけど、入ってくる可能性は高いですし、そこによって従来から申し上げているとおりで、雇用も生まれるでしょうし、我々がつくろうとしている公共施設と一体的な利用という中で、にぎわいも創出されるということで、寄附の受納をして、一体的なエリアとして整備をしていくのがいいのではないかとということで、今進めさせていただこうとしているということです。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 基本的なところですから、分かりにくいのですよね。今私が質問して、今副市長からあったのは、旧イズミの寄附の受納と、これ今議案出されている駐車場等の議案の分とは一体ではないことはないとか、ちょっと遠回しな言い方であって、私はちょっとそこが副市長の本音を言っていないと思うのです。もし、例えばその旧イズミの寄附の受納を受け付けないよということになれば、この計画自体が成り立たないということを、あなたはそこに入っていることを認めるのですよ。そんなことが言えるのですか。

だから、寄附受納と今回の議案のところは私は一体だと、これは切り離すことはできないということで、今どうなのかと何回も質問している。あなたの答弁は、それは一体ではないことはない、選択肢の中に一体はないことはない、ちょっと分かりにくい説明が

あるから、逆に聞いたら、もし分離した場合、受納を受けないということを議会で決めた場合、それまだ分からないけども、結論は。決めた場合は、この民間施設、市が今やっているイメージ図は破綻するということは、そうなりますよということを私は理解するのですが、それでいいのかということを行っているわけです。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 委員おっしゃっているのは、恐らく7月……。

委員長（川本 円君） どうぞ、続けてください。

副市長（新谷昭夫君） 話をさせてください。7月15日の特別委員会に提出させていただいたエリア一体的な形の中で、施設の配置というのを一つの例として出させていただいたものを見ておっしゃられていると思います。我々とすれば、当然こういう旧イズミさんのところの部分も一体的にエリアとして取り込んだ中で、整備を進めていかせていただきたいということで、今進めさせていただいているということですから、それは御理解いただきたいと思います。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） だから、同じ平行線になるからあれなのだけど、もう一回確認させてもらおうと、市のイメージ図、公共施設の整備の中には、旧イズミのところが入っているわけよね、これは民間施設の導入とか、この次のイメージでは文化ホールとか、いろいろ、ここはもう欠かせないような、要するに施設のエリアとしては抜けてはいけないようになっているから、私らはもう一体だということで、一体的な中身は今回提案した分のかつらは、この駐車場2か所、駐車場とこの旧イズミの受納というのは一体であって、これは分離することはできない、そのことを確認しているわけ、何回も。しかし、答弁の場合は、その選択肢はないことはないとか、もし分離するということの選択肢があったとしたら、この計画自体はもう成り立たないのではないかと、それでもいいのですかということを確認しているわけです。そういうこともあり得るということでもいいのですねというふうを確認しているわけ。

委員長（川本 円君） 考え方として、分離できるのかどうかということを知っているのでしょうか。それを答弁できませんか。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） さっきお答えさせていただいたとおりです。

委員長（川本 円君） 暫時休憩します。

午後4時21分 休憩

午後4時29分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど申し上げたとおりですが、6年7月16日の特別委員会に提出させていただいている整備計画の図、これを行おうとすれば、当然両方、現在提案させていただいている土地等の取得、それからイズミさんの寄附の受納、これ両方がないと当然この計画というのは進めていくことはできません。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第63号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育費を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君） 残りの先ほど御説明した3ページの中段にあります教育費について御説明をさせていただきます。

教育費の行事運営に要する経費について、備品購入費や委託料など、100万円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、パリ2024パラリンピックのゴールボール競技で、本市出身で日本代表の田口侑治さんが、本市出身者で初となる金メダリストとなったことから、その功績をたたえる事業を実施するものであります。事業につきましては、竹原市内での講演会の実施や、母校である大乘小学校、竹原中学校での講演会、もしくは市民に広くゴールボール競技とは何かというのを見てもらうために、競技に使うゴールボールやアイシールドなどの展示を行うものであります。

以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留として、暫時休憩いたします。説明員は退室願います。

午後4時31分 休憩

午後4時38分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条第1項及び第2項の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申出のある方はございませんか。

1項なし、2項はなしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 分かりました。なしと認めます。

ここからは付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後審査の方向性など発言のある方は、挙手にてお願いします。

なおかつ、追加の質疑があるかどうか、このあたりがあったら必ず申し出てやってください。よろしくをお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後4時44分 休憩

午後4時45分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会の付託議案について、議案番号順に順次討論、採決に入ります。

まず、議案第62号財産の取得について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第62号に反対をいたします。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 私も議案第62号に反対します。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第63号に反対をします。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 私も議案第63号に反対します。

委員長（川本 円君） 討論ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） なしとします。

これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第64号に反対をします。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 私も議案第64号に反対します。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第65号財産の取得について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

説明員は退出いただいて結構です。ありがとうございました。

以上で本日の予定は終了いたしました。

その他、委員のほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時49分 閉会